

社会福祉法人内灘町社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮して仕事に取り組めるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1 時間外労働を削減するため、ノーギャラリーを実施する。

<対策>

令和8年1月～

- ① ノーギャラリー（毎週水曜日）を設定し、職員に定時退社を呼びかける。

令和9年1月～

- ② ワークライフバランスの意識を高め、効率的な業務運営や帰宅しやすい職場環境づくりを推進していく。

目標2 育児休業・介護休業等の支援制度の利用促進を図る。

<対策>

令和8年1月～

- ① 法改正等の情報収集に努め、改正内容に適応した規程を整備する。
- ② 育児休業等の対象者と面談を行い、制度や手続き等の情報を提供する。

目標3 年次有給休暇や夏季休暇等の取得促進を図る。

<対策>

令和8年1月～

- ① 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ② 年次有給休暇の取得日数を平均8日以上にする。

令和8年6月～

- ③ 夏季休暇の計画取得を一層推進するため、取得計画を策定する。